

1. 議題案名

ODA大綱改定における「公開と参加」

～ODA政策・公共政策における「公開と参加」の潮流を踏まえて～

2. 議題の背景

ODAは言うまでもなく受取国の人々の生活向上のために供与されるものである。また、ODAの原資は日本社会に暮らす人々のお金である。ODAは受取国の人々と、日本に暮らす私たちとを結ぶ大切な資金であり、その成否は双方の関係性にとって非常に重要となる。こういった基本的な関係性を確認することで、ODA政策を立案する際に双方の人々に対する情報公開と参加促進が最重要であるということが改めて認識できる。現行の日本のODA政策においては最上位政策となるODA大綱の改定作業が進められている今、その改定過程における「公開と参加」の促進について、協議を重ねて実現に向けて努力することはODA関係者のみならず、供与側の私たちにとっても重要な課題と言える。

3. 議題に関わる問題点(議題に挙げたい理由)

- ▼「国際協力に関する有識者会議」(2008 年～2009 年)に委員として参加した頃から、ODAに関する基本認識の齟齬(議論の中から「受取国の人々」という視点が欠落)について危機感を抱いていた。
- ▼現行ODA大綱でもこの点が弱く、「Ⅲ. 援助政策の立案及び実施 1.援助政策の立案及び実施体制 (6)内外の援助関係者との連携」に「開発途上国をはじめとして、海外における同様の関係者<引用者註:「国内のNGO、大学、地方公共団体、経済団体、労働組合などの関係者」とその前文で記載>とも連携を図る。」と、「Ⅲ. 援助政策の立案及び実施 2.国民参加の拡大 (4)情報公開と広報」に「また、開発途上国、他の援助国など広く国際社会に対して我が国のODAに関する情報公開を強化する。」と記されているに過ぎない。
- ▼ODA大綱の改定にあたっては、日本人々の参加の方策については、「ODA総合戦略会議」(2002 年～2006 年)においては「ODA総合戦略会議」のような各界代表を集めた有識者会議でのODA大綱案起草が議論されており、それを受けて「国際協力に関する有識者会議」においても同様の議論があった。また、2008 年度第 3 回ODA政策協議会(2009 年 3 月 6 日開催)において、故馬谷憲親氏(ODA改革ネットワーク関西)と私が共同で「ODA政策策定委員会<仮称>」設置要綱案を提案している。
- ▼基礎自治体においても、重要施策立案における地域住民への「公開と参加」は進んできている。私自身、居住地である岐阜県不破郡垂井町の垂井町まちづくり基本条例制定(2010 年 3 月)においては公募で策定委員(19 名中 7 名公募)になり、副委員長に任ぜられ条例案文起草に参画した。また、全 13 回開催された策定委員会(2008 年～2009 年)はすべて公開で行われ、逐語録を作成し、策定委員以外も策定委員会における書面意見表明が担保された。

- ▼ 公共政策における「公開と参加」を促進することは、何よりもその政策の信頼度を高めるためには不可欠である。ODA という主要な関係者が国内外双方に存在するような特別な公共政策においてはなおさら丁寧に「公開と参加」を促進・担保していくことが重要である。
- ▼ ODA 政策においては、NGO・外務省定期協議会における「公開と参加」の担保・確立をはじめとして、他の公共政策と比して「公開と参加」は先行してきている。前回の ODA 大綱改定時 (2003 年)、あるいは JICA の環境社会配慮ガイドラインの策定や改定におけるそれは、代表的なものと言える。とりわけ、公聴会やパブリック・コメントにおける応答的な対応は、それが当然とは言え、とかく「形式だけ行っている」と海外からも評される公聴会やパブリック・コメントへの対応とは異なり、公共政策への信頼を確保する上でも、重要な対応をされてきたものであり、今回の ODA 大綱改定においても、これまで以上に丁寧に対応され、「公開と参加」の精度を向上させていくことを期待するものである。

4. 外務省への事前質問

- ▼ ODA 政策立案における「公開と参加」の現状と課題 (外務省内部における評価)
- ▼ ODA 受取国における現地日本大使館と現地 NGO 等との意見交換会の存在とその「公開と参加」の度合い (議事録作成・公開されているのか? 一般参加は可能か? などについて、とりわけ日本の ODA の影響力が大きい国々における現状と課題)
- ▼ 今回の ODA 大綱改定に向けての国内外の各界との意見交換実績ならびにそれら意見交換場の「公開と参加」(議事録作成・公開されているか? 一般参加はあったのか? など)

5. 議題に関わる論点

- ▼ これからの ODA 大綱改定案起草にあたっては、受取国の人々や日本社会に暮らす人々の「公開と参加」をどのように講じていくのか。起草段階における双方の人々の参加が想定されていないとすれば、それはどのような論拠によるのか。参考までに 2008 年度第 3 回 ODA 政策協議会での馬谷・神田提案は以下のとおり。

「ODA 政策策定委員会〈仮称〉」設置要綱案

(2008 年度第 3 回 ODA 政策協議会提案)

- 【目的】 日本の ODA 政策の質と信頼性を向上させるために、ODA 政策の中核をなす諸政策 (ODA 大綱、ODA 中期計画など) の原案立案と、運用の評価、フォローアップのために、本委員会を設置する。
- 【機能】 ODA 政策の中核をなす諸政策の原案を立案し、外務大臣に諮問する。
- 【委員】 委員は、若干名からなる選考委員以外は公募とし、国籍に関係なく日本国内居住者から広く募り、選考委員は選考過程、結果も含めて情報公開する。

- 【委員長】 委員の中から互選で委員長を選出する。委員長は委員会全体の調整ならびに対外的なスポークス・パーソンを主な任務とする。
- 【委員の権限】 委員は議事に参画するだけでなく、議案提出の権限を有する。
- 【委員の責務】 委員は委員会に出席し、適確な意見を表明する義務を負う。
- 【オブザーバー】 委員会は公開で行い、委員以外は一定の手続きを経て、オブザーバーとして参加し、意見表明できる。
- 【情報公開】 委員会の議事録は記名逐語録で事務局が原案作成し、全委員の確認を得た上で、公開する。同時に、委員会で提出された資料類もすべて公開する。
- 【事務局】 事務局は営利、非営利を問わず、適正な価格で適確な能力を有する法人に委託する。

- ▼ODA大綱案が策定された段階における「公開と参加」ならびにスケジュールはどのようになるのか？日本に暮らす人々対象だけでなく、受取国の人々に対してどのように案文を公開し、どのように意見を聴取するのか？「公開と参加」を担保するために、NGOとの協働策を講じる用意はあるのか？例えば、日本のODAによる影響力が大きい国における現地NGO等と日本大使館との意見交換会の実施や東京以外の日本各地における公聴会開催における協働など。
- ▼「公開と参加」の観点から改めてODA政策について俯瞰すると、未だに広報の色彩が強い。NGO・外務省定期協議会における「公開と参加」などはその域から前に進む大きな機会と言えるが、そういった機会をさらに増やして、多様な観点を盛り込んだ意見交換の場を国内外に展開する必要がある。そういった土台の上に、重要なODA政策について議論する場を常時設けていけば、より良いODA政策の構築が可能になるとの思いから5年前にこの場で提案を行った。こういった提案についても、一過性の議論で終えるのではなく、継続して協議していくことで、ODA政策の真の意味での公共性を確立していけるように願ってやまない。

議題提案者：

氏名：神田 浩史

役職名：理事

所属団体：特定非営利活動法人 泉京・垂井^{せんとう}

連絡先：メールアドレス hirohirotokko@yahoo.co.jp

電話：0584-22-6718